

福岡県公報

平成27年11月24日
第3746号

目次

告示 (第925号 - 第933号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5

告 示

福岡県告示第925号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法

第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生379	博多の森内科クリニック	糟屋郡志免町別府西三丁目13-7	H27・11・2
筑紫生160	医療法人 もり小児科医院	筑紫野市美しが丘南七丁目7-2	H12・4・1
糸島地生106	ひらの内科クリニック	糸島市潤三丁目20-3	H27・11・1
糸島地生105	有田クリニック	糸島市前原西四丁目5-28	H27・10・1
粕生菌58	なわた歯科クリニック	糟屋郡粕屋町長者原西三丁目7-29	H27・11・4
大生菌216	シゲユキ歯科医院	大牟田市三里町1丁目16-17	H27・9・18
大生菌217	津留歯科医院	大牟田市大字吉野914-12	H27・10・8
田生菌93	ひらおか歯科医院	田川市大字伊田4131	H27・10・15
粕生薬163	博多の森おひさま薬局	糟屋郡志免町別府西三丁目13-7	H27・11・2
糸島地生薬65	サンワ調剤薬局波多江店	糸島市波多江駅南二丁目1-22	H27・10・1
糸島地生薬69	高田薬局	糸島市高田四丁目24-41	H27・10・1
糸島地生薬63	ごうや薬局 糸島潤店	糸島市潤三丁目20-29	H27・11・1
八女生薬49	町のそうだん薬局	八女市室岡539-1	H27・10・1
大生薬188	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776-2	H27・10・1
直生薬97	たもん薬局	直方市津田町11-21	H27・10・1
直生薬96	なかむら薬局	直方市津田町11-6	H27・11・1

福岡県告示第926号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑紫生156	二日市中町病院	ちくし那珂川病院	筑紫野市二日市中央三丁目6番12号	H27・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生189	医療法人竹村医院	糟屋郡新宮町下府五丁目12-7	糟屋郡新宮町下府五丁目12-8	H27・10・11
筑紫生123	杉村内科クリニック	筑紫野市二日市北二丁目2-1ダイエー二日市店3階	筑紫野市二日市北二丁目2-1イオン二日市店3階	H27・9・1
糸島地生薬54	ハート薬局高田店	糸島市高田一丁目9番31号	糸島市高田一丁目9-1	H27・9・1

福岡県告示第927号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
豊生歯15	住田歯科医院	豊前市大字松江934-2	H26・5・19

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生78	村田耳鼻咽喉科クリニック	宗像市自由ヶ丘三丁目12-6	H27・9・30
筑紫生77	もり小児科医院	筑紫野市美しが丘南七丁目7-2	H12・3・31
糸島地生24	医療法人有田病院	糸島市前原西四丁目5-28	H27・9・30
大生歯71	津留歯科医院	大牟田市大字吉野914-12	H27・10・7
大生歯13	シゲユキ歯科医院	大牟田市三里町一丁目16-17	H27・9・17
田生歯18	平岡歯科医院	田川市伊田町14-10	H27・9・30
像生薬21	自由ヶ丘調剤薬局	宗像市自由ヶ丘三丁目1-1	H27・10・15
糸島地生薬15	高田薬局	糸島市高田四丁目24-41	H27・9・30
糸島地生薬21	はたえ調剤薬局	糸島市波多江駅南二丁目1-22	H27・9・30
大生薬175	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776番2	H27・9・30
直生薬42	安永薬局	直方市古町10-14	H13・3・8

福岡県告示第928号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	所在地	指定年月日
宰生マ1	田上 雅寛（むさし訪問鍼灸マッサージ）	太宰府市朱雀二丁目1-34	H27・10・1
大生柔78	小柳 寿人（小柳三池整骨院）	大牟田市大字三池624	H27・7・1
田生柔53	佐瀬 和弘（よねだ鍼灸整骨院（田川院））	田川市大字伊田3606-1	H27・4・13
粕生柔124	島 大策（アザレア整骨院）	糟屋郡須恵町大字須恵488-1	H27・10・20
粕生柔125	渡辺 未来（大きな森の整骨院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1-1	H27・10・1
北筑後生柔7	林田 京介（筑前こころ整骨院）	朝倉郡筑前町原地蔵1850-1	H27・7・1
田川生柔35	川上 敬大（けい整骨院）	田川郡川崎町大字池尻459-1 MAテナント	H27・11・4
宰生はき2	田上 雅寛（むさし訪問鍼灸マッサージ）	太宰府市朱雀二丁目1-34	H27・10・1
宰生はき3	下村 聡（シモムラ鍼灸治療院）	太宰府市向佐野二丁目9-5-303	H27・10・1
古生はき6	日野 智之（アットホームはりきゅうひの）	古賀市天神一丁目1-20レジデンスニーベ102	H27・10・1
嘉麻生はき3	山口 裕子（リラの花）	嘉麻市上臼井1248-1	H27・9・1

福岡県告示第929号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田生マ27	江川 守男（訪問マッサージサムズアップ）	田川市大字弓削田1279 ジュラーレコート103	田川市大字夏吉494-1	H27・10・1
田生マ32	荒木 君枝（訪問マッサージサムズアップ）	田川市大字弓削田1279	田川市大字夏吉494-1	H27・10・1
大生柔29	河口整骨院	大牟田市上官町四丁目4	大牟田市上官町四丁目111	H27・10・26

福岡県告示第930号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生マ17	今井 哲也（今井鍼灸指圧院）	大牟田市築町3-14マツグビル2階	H27・8・31
飯生マ63	濱田 幸伴（飯塚療養サポート）	飯塚市菰田西二丁目5-30-202	H27・10・16
大生柔1	小柳三池整骨院	大牟田市大字三池字築島624	H27・6・30
飯生柔49	花村 久輝（なぎさ整骨院）	飯塚市平恒390-10	H27・6・27

田生柔46	山野 圭祐 (よねだ鍼灸整骨院(田川院))	田川市大字伊田3606-1	H27・4・1
福津生柔18	満山 大祐 (うみがめ整骨院)	福津市津屋崎一丁目1-23	H27・10・1
福津生柔23	田代 春吉(うみがめ整骨院)	福津市津屋崎一丁目1-23	H27・8・1
粕生柔102	池田 良介 (大きな森の整骨院)	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1-1	H27・9・30
大生はき9	今井 哲也 (今井鍼灸指圧院)	大牟田市築町3-14マツグビル2階	H27・8・31

福岡県告示第931号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
宗遠介14	芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	H27・4・1	訪リ
糸島地介業69	高田薬局	糸島市高田四丁目24-41	H27・10・1	居管
大介業188	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776-2	H27・10・1	居管・予居管
京介業52	豊津中央薬局	京都郡みやこ町惣社696-3	H27・8・1	居管

朝倉居83	医療法人社団医王会 ヘルパーステーションけんせい	朝倉市甘木1187-2	H27・10・1	訪介・予訪介
筑紫支30	介護保険サービス 万葉の郷	筑紫野市二日市南四丁目1-40	H26・2・1	居支・予支援
糸島地居97	みつまるケア	糸島市前原西一丁目15-23	H27・8・20	訪介・予訪介
八女居116	星寿園グループ ホームほしのさと	八女市星野村10779-7	H27・9・1	認共・予認共
糸島地居96	地域ふれあい館 ぼっぼ屋	糸島市浦志二丁目21-20	H21・4・1	小居・予小居
糸島地介45	井上病院	糸島市波多江699-1	H27・4・1	訪リ・居管・予訪リ・予居管
大川介81	有明クリニック	大川市大字酒見215-1	H27・5・1	通り・居管・予通り・予居管
田川介4	たくまクリニック	田川郡福智町金田1858-1	H26・11・1	訪介・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管

福岡県告示第932号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大居64	グループホームひまわり	大牟田市西浜田町15-3	大牟田市新地町6-14	H27・11・1
飯居56	ヘルパーステーションみらい	飯塚市大日寺819-1	飯塚市鯉田2360	H27・8・1
飯支29	ケアプランセンターみらい	飯塚市大日寺819-1	飯塚市鯉田2360	H27・8・1
飯居104	デイサービスセンターみらい	飯塚市津島127-3	飯塚市鯉田2360	H27・7・1
行居103	J A福岡京築ヘルパーステーション「みやこ」	行橋市中央一丁目2-13	行橋市西宮市五丁目11-1	H26・6・16

福岡県告示第933号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
遠介療1	町立芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	H27・3・31
大介薬175	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎乙屋敷2776-2	H27・9・30
中居79	デイサービスサイクラブ	中間市池田一丁目21-6	H27・9・30

筑紫居57	茶話本舗デイサービス筑紫野	筑紫野市針摺西二丁目5-15	H27・2・1
-------	---------------	----------------	---------

公 告**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年11月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）マックスバリュ二日市店
- (2) 所在地 筑紫野市二日市西二丁目801番2

2 法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要

- (1) 歩行者の通行の利便の確保等
 - 1) 店舗北側の住民車両並びに緊急車両通行及び歩行者の通行に支障をきたさない様、必要に応じ注意喚起の立て看板を設置したり、交通誘導員を配置する等、対策を明確にし講じること。
 - 2) 通勤、通学時の安全を確保すること。
- (2) 騒音の発生に係る事項
 - 1) 住民説明会等で提示された資料では、予測値が基準を下回るとされているが、実測値でこれを上回る場合は、設備の運用時間を規制することや、新たに遮音壁を設置する等の対策を取ること。
また、遮音壁を設置する場合、北側住宅の日照にも配慮し、可視透過型のものを用いること。
 - 2) 空調、換気、冷凍設備、キュービクル等の騒音を発生させる設備については極力近隣住宅から距離を取る様に設置し、必要な遮音設備を設置すること。

- 3) 荷捌き場での待機や作業においてはアイドリング停止等、空調、換気、冷凍設備等の騒音を発生させる設備については、夜間連続運転禁止等、営業開始後における運用の具体的な対策を公表し講じること。
 - 4) 荷捌き場において、運用時間内であっても、早朝や夜間においては、近隣住民に影響を及ぼすことが考えられる。
作業制限時間を厳守し、制限時間内であっても衝撃音等が発生し、騒音が著しい場合は衝撃吸収材等、騒音を抑制する設備を設置すること。
 - 5) 駐車場においても来客者車両が発生させるアイドリングに対し、停止を喚起し、騒音が著しい来客者がいた場合は社員や警備員により注意し騒音を抑制すること。
- (3) 廃棄物に係る事項等
- 1) ごみ集積場所が北側住宅より見えない様にしてほしい。
 - 2) ごみ集積場所以外に積み重ねない様にする。
- (4) 街並みづくり等への配慮等
- 1) 北側住宅への日照として、建築基準法に基づく日差しが確保されているかを明確にすること。
また、仮に基準を満たしている場合であっても、建物南側を十分に空け、冬場でも北側住宅1階部分まで日差しが入る様にして欲しい。
防音対策として遮音壁を設置する場合でも、日差しは建築基準法に基づく日差し同等の日差しを確保すること。
 - 2) 夜間の照明については、北側住宅生活環境に配慮すること。
照明の光が直接住民を照らさない様に光の向きを考慮すること。
また、必要最小限度の照度、点灯時間とすること。
 - 3) 建物南側を十分に空け風通しが十分に確保出来る様にしてほしい。
 - 4) 建物の色は圧迫感のある色は避け、自然色にしてほしい。
- (5) その他
- ① 悪臭・排気ガス防止対策等について
 - 1) 調理厨房等からの排気、廃棄物保管施設からの臭いや排気が、北側住宅に流入しない様にする対策を明確にし実施すること。

- 2) 駐車場や、荷捌き場での排気ガス、喫煙での煙が北側住宅に流入しない様にする対策を明確にし実施すること。
 - 3) 排気口を設置する場合、北側住宅方向に向けた排出をしない設備とすること。
- ② プライバシーの保護、防犯について
- 1) 店舗建屋、車路、通路、その他店舗敷地内より北側住宅の住居が覗けない様、窓の位置や設備の配置を配慮し、壁や目隠しを設ける等の配慮をすること。
 - 2) 店舗計画地北側はバックヤードとなり、いわゆる死角になると考えられる。
この位置に、来店者や不特定多数の人が容易に立入出来ない構造とし、北側住宅への侵入や、ごみの投棄がされない様、対策を講じること。
- ③ 建設工事中について
- 1) 建設工事中に騒音、振動、粉じん等により北側住宅に影響、損害を与えない様にする。
- ④ 住民との協議について
- 1) 説明会、意見書に対する回答で確約した答弁を誠実に実行すること。
 - 2) オープン前に対策の進行等を確認する為に事前協議を行い、対策未達成の場合には、開店を延期することも考慮すること。
 - 3) オープン以降も問題が生じた場合は、問題解決に誠意をもってあたること。
 - 4) 住民より意見が出され検討された場合、文書により回答し住民の要請に応じ説明すること。
 - 5) 24時間体制にて諸事対応できる連絡場所と受付窓口を確保し明確にすること。